

宮のみちサポプログラム協定書

「うつのみやの道路きれいにし隊」(以下「甲」という。)と宇都宮市(以下「乙」という。)は、「宮のみちサポプログラム」実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、甲および乙が相互に連携・協力し、地域課題の主体的な解決および良好な道路空間の維持・向上を図るため、甲が市道等の清掃や簡易的な除草活動を行い、乙がこれに対して物資の支援等を行うことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 (甲が管理する道路 (別紙位置図のとおり))

住所：○町○番○地先から○町○番○地先まで

第3条 (活動内容)

甲は、活動内容について次の各号について遵守する。

- (1) 道路に係る美化活動及び道路の破損等に係る情報提供を行う。
- (2) 下記の活動を年4回以上継続的に行う。

(例)・清掃
・簡易的な清掃

第4条 (活動の実施)

甲は、活動を実施する際に次の各号について遵守する。

- (1) 本協定の目的以外の活動を併せて行わない。
- (2) 未成年者が活動に参加する場合は、代表者が保護者の同意を得たうえで参加する。
- (3) 歩行者・自転車及び自動車等の通行に支障を及ぼさないよう活動する。
- (4) 活動において発生するごみ等は、

(例)・都市基盤保全センター (宇都宮市) による個別回収
・甲によるごみ処理場への持ち込み (一般廃棄物手数料免除)
・ごみステーションでの収集 (地域の自治会からの許可必須)
で処分を行う。

第5条（安全確保等）

甲は、活動の実施にあたり、安全確保等のため、次の各号を遵守する。

- (1) 参加人数、気象条件等に留意し、無理のない計画のもとで活動を行う。
- (2) 安全確保に努めるとともに、活動中に事故等が発生した場合には、速やかに乙へ報告する。

第6条（活動計画）

- (1) 甲は、協定締結後、「宮のみちサポプログラム活動計画書」（別記様式第5号）を作成し、速やかに乙に提出する。
- (2) 翌年度の活動計画書については、当該年度の3月31日までに提出する。
- (3) 活動計画書の内容は、本協定書に基づいた内容とする。

第7条（市の支援）

乙は、甲が活動を実施するにあたり、次の各号について支援を行う。

- (1) 活動内容及び地域特性に応じた物品を「物品支給申請書」に基づき現物支給する。なお、支給数量については、本協定第6条の規定に基づき、原則、「活動人数」に応じた点数制による支給とする。
- (2) 安全装備、保安施設の貸与を行う。

第8条（活動報告）

甲は、活動終了後2週間以内に「宮のみちサポプログラム活動報告書」（別記様式第6号）及び活動人数が確認できる写真を乙に提出する。

第9条（実施期間）

本協定の実施期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月31日までとする。

甲が、実施期間終了日までに翌年度の活動計画書を提出した場合、本協定はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第10条（その他）

活動内容等について協議事項が生じた場合は、甲乙で別途協議すること。

上記事項の協定の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 代表者住所
代表者氏名

(乙) 住所 宇都宮市旭1丁目1番5号
氏名 宇都宮市長 佐藤 栄一